

公立大学法人滋賀県立大学職員の勤務時間、休日および休暇等に関する規程

平成 18 年 4 月 1 日
公立大学法人滋賀県立大学規程第 35 号

(目的)

- 第1条 この規程は、公立大学法人滋賀県立大学職員就業規則（以下「職員就業規則」という。）第40条の規定に基づき、公立大学法人滋賀県立大学（以下「法人」という。）に勤務する職員（以下「職員」という。）の勤務時間、休日および休暇等について必要な事項を定めることを目的とする。
- 2 この規程に定めのない事項については、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）およびその他関係法令ならびに就業規則の定めるところによる。

(適用範囲)

- 第2条 この規程は職員就業規則第2条に定める職員に適用する。
- 2 職員就業規則第3条に定める契約職員、非常勤職員および職員就業規則第24条に定める再雇用された職員の勤務時間、休日および休暇等については別に定める。

(所定勤務時間)

- 第3条 職員の勤務時間は、休憩時間を除き原則として、1日7時間45分、1週間当たり38時間45分とする。
- 2 公立大学法人滋賀県立大学職員育児休業等規程第17条の規定による育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）の1週間当たりの勤務時間は、前項の規定にかかわらず、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容に従い、理事長が定める。

(週休日および勤務時間の割振り)

- 第4条 週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ）は、次のとおりとする。
- ただし、理事長は、育児短時間勤務職員については、必要に応じ、当該育児短時間勤務の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとする。
- （1）日曜日（労基法第35条第1項に規定する法定休日とする。）
（2）土曜日（法定休日と区分する場合は指定休日という。）
- 2 職員の始業・終業時刻、休憩時間は、別表1に定めるところによる。ただし、育児短時間勤務職員については、当該育児短時間勤務の内容に従い別に定めるものとし、職員については、業務の都合上必要があると認められる場合には、別に定めることができる。

第5条 (削除)

(週休日の振替等)

- 第6条 理事長は、職員に第4条第1項の規定に基づき週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、第4条第2項の規定に基づき勤務時間が割り振られた日（以下この条において「勤務日」という。）のうち、次項に定める勤務期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、または当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち、同項本文の規定により勤務時間が割り振られた職員にあっては同項本文の規定により勤務時間が割り振られた日の勤務時間の2分の1に相当する勤務時間として理事長が定める勤務時間（以下この条において「半日勤務時間」という。）を、育児短時間勤務職員にあっては同項本文の規定により勤務時間が割り振られた職員との権衡を勘案して理事長が定める勤務時間（以下この条において「短時間勤務時間」という。）を

当該勤務日に割り振ることをやめて当該半日勤務時間もしくは短時間勤務時間をそれぞれ当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

- 2 前項に掲げる勤務期間は、前項の規定の勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする4週間前の日から当該勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする8週間後の日までの期間とする。
- 3 第1項の振替を行う場合には、週休日は4週間につき4日以上となるようにし、かつ連続勤務日数が24日を超えないようにしなければならない。
- 4 理事長は、週休日の振替等を行った場合には、別に定めるところにより、職員に対して速やかにその内容を通知するものとする。

(時間外勤務代休時間)

第6条の2 理事長は、公立大学法人滋賀県立大学職員給与規程第21条第3項の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、労使協定により、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（以下「時間外勤務代休時間」という。）として、別に定める期間内にある正規の勤務時間が割り振られた日の当該正規の勤務時間（次条第1号および第2号に規定する日の正規の勤務時間ならびに第8条第1項の規定により代休日とされた日の正規の勤務時間を除く。）の全部または一部を指定することができる。

- 2 前項の規定により時間外勤務代休時間を指定された職員は、当該時間外勤務代休時間には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

(休日)

第7条 職員の休日は、次のとおりとし、特に勤務することを命ぜられる者を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (2) 年末年始（12月29日から翌年の1月3日までの日、前項に該当する休日を除く。）

(休日の代休日)

第8条 理事長は、職員に前条に規定する休日（以下「休日」という。）に割り振られた勤務時間の全部（次項において「休日の全勤務時間」という。）について特に勤務することを命じた場合には、当該休日前に、第3項に定めるところにより、当該休日に変わる日（次項において「代休日」という。）として、当該休日前後の勤務日等（第6条の2第1項により時間外勤務代休時間が指定された勤務日および休日を除く。）を指定することができる。

- 2 前項の規定により代休日を指定された職員は、勤務を命ぜられた休日の全勤務時間に勤務した場合において、当該代休日には、特に勤務することを命ぜられるときを除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。
- 3 第1項の規定に基づく代休日の指定は、勤務することを命じた休日を起算日とする4週間前の日から当該休日を起算日とする8週間後の日までの期間内にあり、かつ、当該休日に割り振られた勤務時間と同一の勤務時間が割り振られた勤務日（休日を除く。）について行わなければならない。

(通常の勤務場所以外の勤務)

第9条 理事長は、業務の都合上必要があると認められる場合には、職員に通常の勤務場所を離れて勤務を命ずることができる。

- 2 職員が前項による勤務をした場合において、当該勤務の勤務時間を算定しがたいときは、第3条に定める勤務時間を勤務したものとみなす。

(裁量労働のみなし時間)

第10条 労基法第38条の3に定める裁量労働に従事する職員の勤務時間については、

その対象となる職員およびその勤務時間の算定に関する労使協定を締結したときは、第3条に定める所定勤務時間にかかわらず、当該労使協定に定めた時間を勤務したものとみなす。

- 2 始業・終業および休憩の時刻は、第3条で定める所定勤務時間を基本とするが、業務遂行の必要に応じ、裁量労働適用対象職員の裁量により具体的な時間配分を決定するものとする。

(所定勤務時間以外の勤務)

第11条 理事長は、業務の都合上必要があると認められる場合には、職員に正規の勤務時間以外の時間の勤務または週休日もしくは休日に勤務を命ずることができる。

- 2 前項の規定により勤務を命ぜられた時間が、第3条に規定する勤務時間を通じて8時間を超えるときは、別表1に規定する時間に関わらず、延べ1時間以上の休憩時間（所定勤務時間の途中におかれる休憩時間）を勤務時間の途中に置かなければならない。
- 3 理事長は、第1項の規定に基づき職員に正規の勤務時間以外または週休日もしくは休日の勤務を命ずる場合には、職員の健康および福祉を害しないように考慮しなければならない。

(災害時等の勤務)

第12条 理事長は、災害その他避けることのできない事由によって、臨時の必要がある場合には、その必要限度において、職員に正規の勤務時間外または週休日もしくは休日の勤務を命ずることができる。この場合において、労基法第33条第1項の手続きを必要とするものとする。

(適用除外)

第13条 労基法第41条第2号（監督もしくは管理の地位にある者または機密の事務を取り扱う者）については、勤務時間、休憩および休日に関する定めは適用を除外する。

(休暇の種類)

第14条 職員の休暇は、年次有給休暇および特別休暇とする。

- 2 前項に定める休暇は有給とする。

(年次有給休暇)

第15条 年次有給休暇は、一の年（1月1日から12月31日までをいう。以下同じ。）における休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

- (1) 次号から第5号までに掲げる職員以外の職員 20日（育児短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で理事長が別に定める日数）
- (2) 当該年の中途において、新たに職員となった者 その者の当該年における在職期間に応じ、別表2の日数欄に掲げる日数（以下この条において「基本日数」という。）
- (3) 当該年において新たに滋賀県職員となった者で、引き続き職員となった者 滋賀県職員となった日において新たに職員となったものとみなした場合におけるその者の在職期間に応じた基本日数から、新たに職員となった日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇の日数を減じて得た日数
- (4) 当該年の前年において滋賀県職員であった者であって引き続き当該年に新たに職員となったものまたは当該年の前年において職員であった者であって引き続き当該年に滋賀県職員となり引き続き再び職員となったもの 滋賀県職員としての在職期間およびその在職期間における年次有給休暇に相当する休暇の残日数（当該日数が20日を超える場合には、20日）を加えて得た日数から、職員となった日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇または年次有給休暇の日数を減じて得た日数
- (5) 当該年に人事交流等により新たに職員となった職員で理事長で必要と認める者 その者

の職員となった日の前日に付与されていた年次有給休暇の日数を考慮して理事長が定める日数

- 2 年次有給休暇（この項の規定により繰り越されたものを除く。）は20日を限度として、当該年の翌年に繰り越すことができる。
- 3 前項の場合において、年次有給休暇は、前年から繰り越された年次有給休暇から取得していくものとする。

（年次有給休暇の届出）

第16条 理事長は、年次有給休暇を職員の届け出た時季に与えるものとする。ただし、職員の届け出た時季に休暇を与えることにより業務の正常な運営に支障をきたすと認める場合には、他の時季に与えることができる。

- 2 職員は、年次有給休暇を取得する場合には、年次有給休暇簿（別記様式第1号）により、理事長に対して事前に届け出なければならない。ただし、やむを得ない事由により、あらかじめ届け出ることが困難であった場合には、事後速やかに、その事由を付して届け出なければならない。

（年次有給休暇の単位）

第17条 年次有給休暇の単位は、1日とする。ただし、職員から申し出があった場合には、1時間を単位とすることができる、年次有給休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。

- 2 年次有給休暇を1時間単位で取得する場合には、7時間45分をもって1日と換算する。

（特別休暇の種類）

第18条 理事長は、職員が次の各号の一に該当する場合は、その請求または願出に基づき特別休暇を与えることができる。

種類	理由	付与単位	期間
病気休暇	(1)業務上の負傷もしくは疾病または通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項および第3項の通勤をいう。)による負傷もしくは疾病のため療養を要すると認められる場合	1日または1時間	その療養に必要と認められる期間
	(2)職員が業務または通勤によらないで負傷し、または疾病にかかり療養すると認められる場合	1日または1時間	90日（理事長が別に定める負傷または疾病により療養を要する職員(再雇用職員を除く。)にあっては180日）以内の期間
産前休暇	8週間(多胎妊娠の場合にあっては14週間)以内に出産する予定である女性職員が申し出た場合	—	出産の日までの申し出た日数
産後休暇	女性職員が出産した場合	—	出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間(産後6週間を経過した女性職員が就業を申し出た場合において、医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。)

生理休暇	女性職員が、生理日の勤務が著しく困難であるとして請求した場合	—	2日の範囲内の期間。なお、この期間を超えた場合は無給とする。
育児時間	3歳に満たない子を育てる職員が、当該子の育児のための時間を請求した場合(男性職員にあっては、男性職員以外の親が当該子を育てることができる場合を除く。)	—	1日2回それぞれ45分
親族の死亡	職員の親族(別表第3の親族の欄に掲げる親族に限る。)の死亡により休暇を願い出た場合	—	別表第3死亡した者の欄に掲げる区分に応じ同表の日数の欄に掲げる連続する日数(葬儀等のため遠隔の地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数)の範囲内の期間
父母の祭日	職員が父母の祭日のため休暇を願い出た場合	—	1日
夏季休暇	職員が夏季における心身の健康の維持および増進または家庭生活の充実のため職員が願い出た場合	—	一の年の7月から9月までの期間内における週休日、休日および代休日を除く原則として連続する6日の範囲内の期間

2 前項の他、職員が次の各号に掲げる理由により正規の勤務時間中に勤務することができない場合において、職員から願出があったときは、理事長は、各号に掲げる期間またはその都度必要と認める期間を特別休暇として与えることができる。

- (1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)による入院または交通の制限もしくは遮断
- (2) 風水震火災その他の非常災害による交通遮断または職員の現住居の滅失もしくは破壊
- (3) 前2号に掲げるもののほか、交通機関の事故その他の不可抗力の事故
- (4) 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署への出頭
- (5) 選挙権その他公民としての権利の行使
- (6) 災害救助法(昭和22年法律第118号)第25条、警察官職務執行法(昭和23年法律第136号)第4条、消防法(昭和23年法律第186号)第25条もしくは第29条または水防法(昭和24年法律第193号)第17条の規定するところに従い、これらの業務に協力する場合
- (7) 職員が骨髄移植のための骨髄もしくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、または配偶者、父母、子および兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄もしくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出または提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合
- (8) 職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動(専ら親族に対する支援となる活動を除く。)を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められる場合 1暦年において、1日または1時間を単位として5日以内
 - (ア) 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地またはその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動
 - (イ) 障害者支援施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上もしくは精神上の障害がある者または負傷し、もしくは疾病にかかった者(以下「障害者等」という。)に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であって理事長が定めるものにおける活動

- (ウ) 地方公共団体が(イ)に掲げる施設以外において専ら障害者等に対する介護その他の支援を行うことを目的として主催する行事に参加して行う活動
- (エ) (ア)から(ウ)までに掲げる活動のほか、身体上もしくは精神上の障害、負傷または疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動
- (オ) 国または地方公共団体等が主催し、または後援する地域の環境を保全する事業に協力する活動
- (カ) 国、地方公共団体その他青少年の健全育成を図ることを目的とする団体が主催し、または後援する青少年の健全育成を図る活動
- (9) 職員が結婚する場合 結婚の日の5日前の日から当該結婚の日後6月を経過する日までの間において7日以内
- (10) 妊娠中または出産後1年以内の職員が医師、助産師等の保健指導または健康診査を受ける場合 1回につき1日の正規の勤務時間の範囲内で必要な時間とし、妊娠23週までは4週間に1回、妊娠24週から35週までは2週間に1回、妊娠36週から出産日までは1週間に1回、産後1年まではその間に1回(医師等の特別の指示があった場合は、いずれの期間についてもその指示された回数)とする。なお、健康診査とその結果に基づく保健指導が別の日に実施される場合にあってはそれぞれ必要な時間
- (11) 妊娠中の職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度または通勤に使用する交通用具の通勤時における運転環境の劣悪の程度が母体または胎児の健康保持に影響があると認められる場合 正規の勤務時間の始めまたは終りにつき、1日を通じて1時間を超えない範囲内
- (12) 妊娠中の職員が妊娠に起因する障害(つわりに限る。)のため勤務することが著しく困難である場合 つわりの期間内において、1日または半日を単位として14日以内
- (13) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号および第15号において同じ。)が出産する場合 配偶者の出産に伴い社会通念上必要と認められる期間(一般的には、出産のための入院の日から出産日以後2週間)内において、1日、または1時間を単位として、3日以内。ただし、当該休暇の残日数のすべてを使用する場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。
- (14) 配偶者が出産する場合であってその出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子または小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1日または1時間を単位として5日以内。ただし、当該休暇の残日数のすべてを使用する場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。
- (15) 職員が、負傷し、もしくは疾病にかかった配偶者、父母、子(児童福祉法第27条第1項の規定により里親に委託された児童を含む。)、配偶者の父母もしくは公立大学法人滋賀県立大学職員介護休業等規程第2条第2項第5号または第6号に規定する者の世話または中学校就学の始期に達するまでの子(児童福祉法第27条第1項の規定により里親に委託された児童および配偶者の子で同居しているものを含む。以下本号において同じ。)の疾病予防を図るために必要なものとして理事長が定めるその子の世話のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1暦年において、1日または1時間を単位として5日(中学校就学の始期に達するまでの子を複数養育する職員にあっては、5日に当該中学校就学の始期に達するまでの子のための5日を加えた日数)以内とする。ただし、当該休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。
- (16) 公立大学法人滋賀県立大学職員介護休業等規程第2条第1項に規定する要介護状態にある者の介護その他の世話をを行う職員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 1暦年において、1日または1時間を単位として5日(要介護者が複

数の場合にあっては、10日)以内とする。ただし、当該休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。

(17) 職員の子(児童福祉法第27条第1項第3号の規定により里親に委託された児童および配偶者の子を含む。)の在籍する学校等が実施する行事であって、当該子に係るものに出席する場合 1人につき、一の年度において1日または1時間を単位として2日以内。ただし、当該休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数のすべてを使用することができる。

(18) 地震、水害、火災その他の災害または交通機関の事故等に際して、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合

3 前2項(夏季休暇および前項第9号の休暇を除く。)において、休暇の期間として一定の日数、週数、月数または年数で示されているものは、その期間中における週休日、休日および代休日を含むものとする。

4 育児短時間勤務職員の特別休暇の付与単位は、第1項および第2項の規定にかかわらず、その者の勤務時間等を考慮し理事長が別に定める単位とする。

5 前条第2項の規定は、第1項および第2項の特別休暇を時間単位で取得する場合に準用する。

6 半日単位で取得した休暇(第1項に規定する夏季休暇および第2項第12号に規定する特別休暇に限る。)を日に換算する場合は2回をもって1日とする。

(特別休暇の手続)

第19条 職員は前条の特別休暇を請求する場合は、理事長に、事前に特別休暇願(別記様式第2号)を提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ提出することが困難であった場合には、事後すみやかにその理由を付して提出しなければならない。

2 理事長は、前項の特別休暇願が提出された場合で、前条の規定に該当する場合には、これを承認しなければならない。ただし業務の運営に支障があり、他の時期においても当該休暇の目的を達することができると認められる場合は、この限りでない。

3 前2項の規定にかかわらず、前条第1項に定める特別休暇のうち産後休暇については、当該事由に該当した場合に付与する。

4 理事長は、特別休暇についてその事由を確認する必要があると認めるときは、証明書類の提出を求めることができる。

(委任)

第20条 この規程に定めるもののほか、勤務時間、休日および休暇等に関し必要な事項は理事長が別に定める。

付 則

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

2 この規程の施行の前日において、滋賀県公立学校職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例(昭和33年滋賀県条例第20号)または滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例(平成6年滋賀県条例第49号)(以下「旧制度」という。)の適用を受けていた職員が、引き続き法人の職員となった場合における施行日以後に係る週休日の振替等の通知は、なおその効力を有する。

3 旧制度の適用を受けていた職員が、引き続き法人の職員となった場合における施行日前の特別休暇の取得日数は、施行日において、これを承継する。

4 前2項に規定するもののほか、旧制度の適用を受けていた職員が、引き続き法人の職員となった場合における旧制度の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規程の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

5 公立大学法人滋賀県立大学職員退職手当規程付則第3項の規定の適用を受ける職員について

は、引き続いた在職期間の始期に旧制度の適用を受ける者となったとみなしてこの規程を適用する。

付 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。 (第5条削除、第18条第2項第8号改正)

付 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。 (第18条第2項第15号・第16号改正)

付 則

1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

2 この規程の施行の際現に改正前の第18条第1項病気休暇（2）の規定による特別休暇を取得している職員の当該特別休暇の引き続く期間については、第18条第1項病気休暇（2）の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、当該特別休暇の引き続く期間の末日がこの規程の施行の日から起算して90日を経過する日後となるときは、当該特別休暇の引き続く期間の末日は、当該90日を経過する日またはこの規程の施行の際現に承認を受けている期間の末日のいずれか遅い日とする。

付 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第18条第2項第4号の規定は、平成21年5月21日から施行する。

付 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。 (第17条第2項第12号・第13号・第14号・第15号・第16号改正、第17条第5項、第6項追加)

付 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成22年6月30日から施行する。

付 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成24年9月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

別表1（第4条関係）

勤務時間	休憩時間
午前8時30分から午後5時15分	正午から午後1時00分

別表2（第15条関係）

在職期間	日数
1月に達するまでの期間	2日
1月を超えて2月に達するまでの期間	3日
2月を超えて3月に達するまでの期間	5日
3月を超えて4月に達するまでの期間	7日
4月を超えて5月に達するまでの期間	8日
5月を超えて6月に達するまでの期間	10日
6月を超えて7月に達するまでの期間	12日
7月を超えて8月に達するまでの期間	13日
8月を超えて9月に達するまでの期間	15日
9月を超えて10月に達するまでの期間	17日
10月を超えて11月に達するまでの期間	18日
11月を超えて12月に達するまでの期間	20日

別表3（第18条関係）

死亡した者		日 数
配偶者		10日
血 族	父母	7日
	子	5日
	祖父母	3日(職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日)
	孫	1日
	兄弟姉妹	3日
	おじまたはおば	1日(職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日)
姻 族	父母の配偶者または配偶者の父母	3日(職員と生計を一にしていた場合にあっては、7日)
	子の配偶者または配偶者の子	1日(職員と生計を一にしていた場合にあっては、5日)
	祖父母の配偶者または配偶者の祖父母	1日(職員と生計を一にしていた場合にあっては、3日)
	兄弟姉妹の配偶者または配偶者の兄弟姉妹	
	おじまたはおばの配偶者	1日